

◎新潟県告示第297号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) エチル＝2－〔1－（5－フルオロペンチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3，3－ジメチルブタノアート（通称名：5F－EDMB－PICA、5F－EDMB－2201）及びその塩類
- (2) 2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサン－1－オン（通称名：Methoxpropamine、MXPr）及びその塩類
- (3) 2－〔（4－エトキシフェニル）メチル〕－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール（通称名：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene）及びその塩類
- (4) 1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン（通称名：α-D2PV、A-D2PV）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和4年3月17日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。